

～療養介護のご案内～



独立行政法人
国立病院機構

南京都病院

National Hospital Organization Minami Kyoto Hospital

南京都病院の療養介護

療養介護とは、障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスのひとつです。南京都病院では、主に重症心身障害者および神経難病を持つ方を対象に療養介護サービスを提供しており、医療や看護、機能訓練、介護及び日常生活支援を行っています。

利用者一人ひとりに応じた療養介護計画に基づき、療養生活の支援をしながら、専門の医師による診断に基づいた治療や健康管理の他、症状に応じてリハビリ科・栄養科・薬剤部などの多職種で支援を行っています。また、日常の療育活動・日中活動としてムーブメントや運動・音楽・感覚あそびや制作活動、レクリエーション等のグループ活動や個別活動を行っています。

そのほかに利用者の相談をはじめ、障害基礎年金、成年後見制度、各種福祉制度の利用方法についての相談をお受けし、利用者のQOLの向上に努めています。

対象者

主に重症心身障害者および神経難病を持つ方で、長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で、療養介護の支給を受けた方（対象になるかなど、詳しくは当院療育指導室へご相談ください）

費用について

療養介護給付費、食費、療養介護医療費、日用品費をお支払いいただきます。

療養介護給付費、食費、療養介護医療費は、それぞれ世帯の所得状況によって利用者負担額が設定されます。それ以外に日用品やその他サービスにかかる費用として日用品費をご負担いただきます。日用品費は、オムツ類、衣類等洗濯、タオル類、入浴・洗面関係物品、散髪、予防接種費用 等が含まれます。日用品費については、各利用者の利用状況を勘案し、月額1,000円、3,000円、6,000円、9,000円、12,000円の5段階の内から設定させていただきます。

他にも、診断書や意見書など文章作成時には費用が必要になるものがあります。

入所までの手続き

相談

- 市区町村の障害福祉課や相談支援専門員へ、療養介護を利用したい旨をご相談ください。
- 他施設へ入院・入所されている方はMSWや担当部署にご相談ください。
- 当院療育指導室へ直接ご相談いただいても結構です。

入所希望 連絡

- 当院療育指導室へ入所希望のご連絡をください。

事前診察

- 診療情報提供書をお送りください。内容確認後、事前診察の日程調整を行います。
- ご本人の病状や生活の状況等をお伺いいたします。
- ご本人がご来院できない場合は自費での診察となることがあります。

待機者名 簿に登録

- 他施設に入所されるなど、入所希望が無くなった場合は療育指導室へご連絡ください。
※不定期に現在の状況や入所希望等を確認させていただきます。

入所候補 者決定

- 入所をご案内できるようになりましたらご連絡いたします。
※入所候補者の選定は、登録順に決まるのではなく、病状等を勘案し決定します。

支給決定

- 相談支援専門員とご相談の上、市区町村の窓口へ療養介護の支給申請を行ってください。

入所

- 支給決定後に本院と療養介護サービス利用契約を締結し、入所となります。

入所中の生活

6:00	7:30	10:30	11:30	14:30	16:30	21:00		
起床	朝食	療育活動・入浴	昼食	まったりタイム	療育活動・入浴	夕食	就寝準備	消灯

- ・入浴は週2回です（病棟により曜日が異なります）
- ・主治医が必要と判断した際は、理学療法士等によるリハビリテーションを実施します。
- ・日々の療育活動以外に行事を設定しています。
（例 誕生日会 成人・還暦の祝い 鑑賞会）



～音楽鑑賞会～

行事・療育の様子

～クッキング～
ミックスジュース作り



～夏の療育～
夏祭り

面会・外出泊

面会は自由ですが、市中や病院内での感染状況により面会制限を行う場合があります。やむを得ない場合を除き、早朝や深夜の時間帯はご遠慮いただき、利用者の生活時間帯でお越しくください。

外出・外泊の申請は主治医の許可が必要です。1週間前までに指定の申請用紙にて手続きを行っていただいております。また、面会同様、市中や病院内での感染状況により急を要しない外出に関してはご遠慮いただくことがあります。

成年後見制度の利用について

当院の療養介護サービスを利用される皆様に、成年後見制度の利用をお願いしております。療養介護サービス利用契約は成人されたご利用者と事業者（当院）との間で締結されるものでありますが、契約などの法的行為をご利用者ひとりで行うことが難しい場合があります。成年後見制度を利用していただくことで、法的にご利用者の意思決定の権利を保護することができます。成年後見制度利用にあたっては市区町村等や家庭裁判所、当院療育指導室へご相談ください。

来院時に持参いただきたい書類

保有している書類をご持参ください

- 健康保険証 ○福祉医療費受給者証(障害者医療証)
- 食事療養費標準負担額減額認定証
- 特定疾患医療受給者証
- 身体障害者手帳 ○療育手帳 ○母子健康手帳

入所・契約時の携帯品

- 日常着 5組程度（事故防止のため前開きの衣類をお願いする場合があります）
*記名をお願いします。高温で洗濯乾燥をしますので傷みや縮みが出やすいです。
- 補装具（車いす・姿勢保持装置等）
- 食器や体位変換用のクッションなど使用していた道具
- お薬
- テレビやCDラジカセ・ぬいぐるみなど余暇や好みに関するもの
（置く場所に限りがあります）
- 印鑑 ○自動引き落とし用の口座・銀行印
- 障害福祉サービス受給者証
- 療養介護医療受給者証
- 前項「来院時に持参いただきたい書類」 等

お問い合わせ

当院への入所のお問い合わせは、市区町村役場(福祉課等の担当課)、および当院療育指導室までご相談ください。

病棟見学を希望される方は、平日の午前9時から午後5時の間に、療育指導室まで事前にお申し込みください。

アクセス

JR

JR学研都市線 京田辺駅下車（京阪宇治バス約15分）

JR奈良線 山城青谷駅下車（徒歩20分）

近鉄

近鉄京都線新田辺駅下車（京阪宇治バス約15分）



～お問い合わせ先～



独立行政法人
国立病院機構

南京都病院 療育指導室

〒610-0113 京都府城陽市中芦原11番地

TEL : 0774-52-0065 FAX : 0774-55-2765

<http://mkyoto-hosp.jp/>